

総行選第162号
総行管第754号
総行資第287号
令和7年12月25日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

総務省自治行政局選挙部管理課長

総務省自治行政局選挙部政治資金課長

「公職選挙法等に規定する申請等における旧姓の取扱いについて（通知）」
の一部改正について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、政党助成法（平成6年法律第5号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）並びにこれらの法律に基づく政省令に規定する申請、届出、署名等における「氏名」の記載に関し、申請者等が旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載を希望する場合の取扱いについては、「公職選挙法等に規定する申請等における旧姓の取扱いについて（通知）」（令和2年9月15日付け総行選第57号、総行管第231号、総行資第170号）により通知しているところですが、この度、同通知の一部を別添の新旧対照表のとおり改正しますので、通知します。

この通知は、令和8年1月1日から適用します。

「公職選挙法等に規定する申請等における旧姓の取扱いについて（通知）」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙
公職選挙法等に規定する申請等において本名に代えて旧姓を記載することができるもの	公職選挙法等に規定する申請等において本名に代えて旧姓を記載することができるもの
1. (略)	1. (略)
2. 何人も請求等をすることができる場合	2. 何人も請求等をすることができる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求 【規正法第19条の16第3項及び規正則第42条第2項】 ・収支報告書の写しの交付の請求【規正則第36条第1項及び第42条第2項】 ・使途等報告書の写しの交付の請求【助成則第37条第1項及び第49条第2項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求 【規正法第19条の16第3項_____】 ・収支報告書の写しの交付の請求【規正則第36条第1項_____】 (新設)
注) 法令等の略称は以下のとおり。 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）………公選則 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）……………規正法 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）…規正則 政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）………助成則	注) 法令等の略称は以下のとおり。 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）………公選則 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）……………規正法 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）…規正則 (新設)

(参考)

総行選第57号
総行管第231号
総行資第170号
令和2年9月15日
(令和7年12月25日一部改正)

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

総務省自治行政局選挙部管理課長

総務省自治行政局選挙部政治資金課長

公職選挙法等に規定する申請等における旧姓の取扱いについて（通知）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、政党助成法（平成6年法律第5号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）並びにこれらの法律に基づく政省令に規定する申請、届出、署名等における「氏名」の記載に関し、申請者等が旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載を希望する場合の取扱いについて、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、下記内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 申請、届出、署名等における氏名の記載に当たっては、原則として本名（戸籍簿に記載又は記録がされている氏名をいう。以下同じ。）を記載すべきものであるが、本名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えないものであり、

その例を示せば次のとおりである。

1 当選人の告示及び当選証書の付与

公職選挙法第101条第2項、第101条の2第2項、第101条の2の2第2項及び第101条の3の規定による当選人の告示並びに同法第105条の規定による当選証書に記載する氏名については、当選人の告示が当選人の身分を付与するものであること、当選証書が当選人としての身分を公証するものであることから、立候補の届出書の場合と同様、本名を記載することとしているところであるが、当選人から申出があった場合には、本名を記載した上であれば、追加情報として通称又は旧姓を付記することもできるものであること。

2 選挙運動費用収支報告書の提出及び要旨の公表

公職選挙法第189条第1項の規定により提出しなければならない選挙運動費用収支報告書に記載する公職の候補者の氏名については、本名を記載した上であれば、追加情報として通称又は旧姓を付記することも認めて差し支えないものであり、この場合において、同法第192条第1項の規定により公表する選挙運動費用収支報告書の要旨に記載する氏名については、本名を記載した上で、追加情報として当該選挙運動費用収支報告書に記載された通称又は旧姓を付記すること。

なお、当該公表する要旨に記載する氏名は、氏名を公にするという性質上、本名に代えて通称又は旧姓のみによることはできないものと解されるところであり、公職の候補者から提出される選挙運動費用収支報告書の氏名の記載についても、同様に取り扱うべきものであること。

第2 別紙に掲げる申請等については、別途行われる届出により本名と旧姓の関係が明らかであることや、何人も請求等をすることができることとされていることから、本名に代えて旧姓のみによることも差し支えないものである。

第3 なお、立候補の届出については、法令上本名によることが求められており、旧姓を付記することはできないものと解されるので、その旨留意されたい。

公職選挙法等に規定する申請等において本名に代えて旧姓を記載することができるもの

1. 別途届出のあった氏名（※）を記載する場合

（※）通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称、又は業務上の呼称の使用届出書において届出のあった呼称を記載する場合に限る。

- ・選挙公営に係る契約届出書【公選則別記第28号様式の3】
- ・選挙公営に係る確認申請書【公選則別記第28号様式の4】
- ・選挙公営に係る確認書【公選則別記第28号様式の5】
- ・選挙公営に係る使用（作成）証明書【公選則別記第28号様式の6から別記第28号様式の11まで】
- ・選挙公営に係る請求書【公選則別記第28号様式の12】
- ・五人要件文書【公選則別記第28号様式の14】
- ・参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書【公選則別記第28号様式の15】
- ・新聞広告掲載証明書及び新聞広告掲載承諾通知書【公選則別記第29号様式及び別記第29号様式の2】
- ・報酬支給対象者の届出書【公選則別記第32号様式の2】
- ・登録政治資金監査人登録抹消申請書【規正法第19条の23第1項、政治資金適正化委員会が定める様式】
- ・登録政治資金監査人登録抹消届出書【規正法第19条の23第2項、政治資金適正化委員会が定める様式】
- ・登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書【規正則第29条第1項、政治資金適正化委員会が定める様式】
- ・登録政治資金監査人証票再交付申請書【規正則第29条第2項及び第3項、政治資金適正化委員会が定める様式】

2. 何人も請求等をすることができる場合

- ・国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求【規正法第 19 条の 16 第 3 項及び規正則第 42 条第 2 項】
- ・収支報告書の写しの交付の請求【規正則第 36 条第 1 項及び第 42 条第 2 項】
- ・使途等報告書の写しの交付の請求【助成則第 37 条第 1 項及び第 49 条第 2 項】

注) 法令等の略称は以下のとおり。

公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）…………… 公選則
政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）…………… 規正法
政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）…………… 規正則
政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）…………… 助成則